

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

2017年12月13日

日本高齢期運動連絡会

代表委員 金子 民夫

(全日本年金者組合中央執行委員長)

代表委員 林 泰則

(全日本民主医療機関連合会事務局次長)

代表委員 松本 弘道

(日本医療福祉生活協同組合連合会常務理事)

代表委員 小嶋満彦

(東京高齢期運動連絡会会長)

東京都老後保障推進協会

会長 城田 尚彦

住所: 〒164-0011 東京都中野区中央 5-48-5-504

TEL/FAX: 03-3384-6654

担当者: 日本高齢期運動連絡会

事務局長 藤谷 惠三

(連絡先: 090-8998-0701)

高齢者に係る社会保障関連政策に対する要望

弊連絡会からは、8月に平成30年度予算の概算要求に関わる要望書を提出したところですが、平成30年度予算策定にあたり、高齢者の暮らしの実情と要望を受け止め、以下の高齢者施策を推進していただきたく改めて要望いたします。

貴職におかれましては、実態の把握も含め、平成30年度予算はもちろん、長中期的な視点からも要望の実現に向けた施策を実施していただきますようお願い申し上げます。

1. 社会保障費全般に係る要望

(1) 社会保障費自然増の削減をおこなわないこと

要望の理由

経済財政諮問会議の経済・財政再生計画では、社会保障費の自然増分の削減が既定路線として掲げられています。

貴職は、高齢者の実態に鑑みて社会保障費の削減が、いずれ高齢者となる全ての世代の未来を奪うことを認識し、首相と財務省をはじめとする各省にこれ以上の削減を行わないよう働きかけてください。

(2) 生活扶助費の削減をおこなわないこと

要望の理由

来年度から生活扶助費を最大1割削減する見直しが行われようとしています。生活保護の高齢者受給世帯は83万世帯を超え、全体の半数を超えています。高齢者の貧困が拡大を続けている中、生活扶助費の削減は高齢者の暮らしを破壊するもので絶対に許せません。

2. 年金に係る要望

(1) 高齢者が暮らしていける公的年金制度を充実させ、最低保障年金制度の創設を検討すること

要望の理由

現在、生活保護世帯のうち高齢者世帯が50%近くを占め、20年前の3倍に増えています。また、国民年金保険料の納付率は60%にすぎず、しかも保険料の免除が認められている方も4割近く占め、国民年金保険の実際の納付率は40%前後です。

低年金者と生活保護受給者は増える一方であり、この問題を根本的に解決するためには、全額国庫負担の最低保障年金制度を樹立するしかありません。先進国では常識です。

(2) 年金の毎月支給を実現すること

要望の理由

年金を毎月支給することは国際的には当たり前のことです。年金だけで暮らす高齢者にとっては、月ごとの支出に合わせた年金支給がないと安心した生活が営めません。早急な実施を望みます。

(3) 年金支給開始年齢の引き上げを行わないこと

要望の理由

一億総活躍推進本部の論議等で、公的年金の支給年齢を70歳に引き上げることが検討されています。「一億総活躍社会への構築に向けた提言」では、年金受給開始を「70歳以降も選択できる」としていますが、70歳を基準にそれ以前の場合は減額支給となる可能性があります。高齢者の年金支給開始年齢の引き上げを行わないでください。

3. 医療・介護・福祉に係る要望

(1) 「『我が事・丸ごと』地域共生社会」の実現は、地域の実情に合わせて国の財政的保障で実施すること

要望の理由

国が進める「『我が事・丸ごと』地域共生社会」は、地域ごとにサービス提供体制のばらつきや人材の確保に不安が残ります。憲法25条に基づく社会保障に係る国の責任として自治体による格差が起らないような予算措置をつけてください。

(2) 国庫負担を増やして払える国保料（税）に引き下げること。また国保資格証明書、短期保険証の発行をやめ、全ての国保加入者に正規の保険証を交付すること

要望の理由

自治体の国保料（税）が高くて払えない高齢者が増えています。国の負担を増やし、治療の必要な高齢者が安心して医療にかかれるようにしてください。

(3) 国保の減免制度を拡充し、国民皆保険制度の根幹として発展させること

要望の理由

高すぎて払えない国保料のために無保険状態にある高齢者が増えています。国保法44条に基づく減免制度を使いやすいものにするよう自治体を指導してください。

(4) 後期高齢者医療制度の短期保険証の発行をやめ、全ての加入者に正規の保険証を交付すること。また、後期高齢者医療制度そのものの廃止を実現すること。

要望の理由

75歳を超えると、医療の必要度が急速に高くなります。しかし、年金収入が下がり保険料を払えない高齢者が増え、短期保険証を発行する自治体が出ています。このことが、医療機関にかかる機会を奪い、重症化や手遅れの事例を生んでいます。自治体に短期保険証の発行をやめさせ、正規の保険証を交付するよう指導してください。

また、後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を強制的に別立ての医療保険に加入させて負担増と差別を押しつけるものです。そのため、保険料値上げが繰り返され、さらに「特例軽減」の廃止でさらに保険料が大幅にアップします。際限のない保険料値上げと差別医療につながるこの制度を廃止して老人保健制度に戻してください。

(5) 低所得者を含めた介護利用料の原則2割負担化をやめること。高額介護サービス費の自己負担限度額引き上げを行わないこと。また介護保険料を払えない人への対策を取ってください。

要望の理由

高齢者の生活が益々苦しくなる中で、介護利用料の原則2割負担が実施されようとしています。また、高額介護サービス費の自己負担限度額が引き上げられます。これらの措置によって介護サービスが利用できない高齢者が大幅に増えることが予想されます。これまでどおり利用料は1割負担を原則にし、高額介護サービスの自己負担の引き上げをやめてください。

また、現在でも介護保険料が払えず差し押さえを受けた人が13,371人にのぼっています。その大半は低年金、無年金の普通徴収の人たちです。この対策を行ってください。

(6) 生活支援総合事業の実態調査を行い、介護サービスを受けられない人が出たり、地域格差が起こったりしないように指導すること

要望の理由

生活支援総合事業が全市町村で始まりましたが、その実態がまだ掴まれていません。生活支援総合事業の実態を早急に把握し、公開してください。

自治体ごとの格差が起こったり、各自治体の自主事業が縮小したりしないように指導し、また、財政力の弱い自治体を支援してください。

(7) 65歳で介護保険に移行する制度を見直し、最後まで障害福祉制度を利用出来るようにすること

要望の理由

65歳になると介護保険に移行する制度によって8割の障害者が自己負担増になっています。障害者権利条約にてらしても、その精神に逆行するものです。最後まで障害者福祉制度で暮らせるようにしてください。

4. 高齢者の雇用に関する要求

(1) 高齢者の雇用対策を充実させること

- ① 貴省として、2018年度予算において、被災地や失業多発地域などにおける新たな緊急雇用創出事業などにより、失業者・生活困窮者・求職者などが安定・継続した就労ができるよう対策を講じるための予算を確保すること。また、貴省として、地域の実態に応じて自治体が実施する独自の雇用対策に対し、財政支援制度を創設すること。
- ② 貴省として、労働局を通じて全国の高齢者が自立して就労を促進している団体等の調査を実施し、高安法5条・36条にもとづくシルバー人材センターに準ずる高齢者事業団等への援助・育成等を行うこと。厚労省全体で総務省政令改正に伴う発注形態を見直すこと。
- ③ 「働き方改革推進法」(8つの法案一括)の一つ雇用対策法改正法案は、労働政策審議会職業安定分科会でも十分な説明も審議もなしに法案にしており法案全体を撤回すること。
- ④ 生活のために働きたいという高齢者や失業者、生活困窮者などにたいする公的就労事業を創設すること。

要望の理由

従来雇用対策改正法の目的にある「労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上」「完全雇用の達成」を投げ捨てることは厚生労働省の責任放棄につながる暴挙です。あわせて改正雇用対策法案の目的「多様な就業形態の普及」は、これまでの「雇用形態の普及」の目的から逸脱しています。高齢者は働きたいという要求を持っています。同時に、失業者や生活困窮から切実に雇用を求めています。この要求に応える制度を作り、その予算を確保することが求められています。

以上